

令和3年 第9回 安中市農業委員会議事録【部分開示】

1 開催日時 令和3年9月27日(月) 午後1時30分～午後3時27分

2 開催場所 安中市役所第201会議室

3 出席委員 (17人)

出席者	1番 上原 正孝	2番 丸山 征二	3番 山田 茂
	4番 宮口 太郎	5番 森泉壽義雄	6番 白石 隆
	7番 内田 忠雄	8番 磯貝 俊夫	9番 大沢 秀夫
	10番 上原恵美子	11番 橋本 一男	12番 武井 洋一
	13番 佐藤 恒雄	14番 飯野 優	15番 宇佐美幸雄
	16番 上原 見徳	17番 竹内 佳重	

4 欠席委員 (なし)

5 議事日程

日程第 1	議事録署名人の指名について
日程第 2	会務の報告について
日程第 3	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請審議について
日程第 4	議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請審議について
日程第 5	議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請審議について
日程第 6	議案第4号 農用地利用集積計画の承認について
日程第 7	議案第5号 農用地利用配分計画の意見について

6 農業委員会事務局職員

事務局長	山田 幸則	庶務兼農業振興係長	新井 雅彦
農地係長	茂木 浩之	農地係	真下 貴光
農業振興係	五十貝 遼		

会議の概要

議長 ただいまから令和3年第9回農業委員会総会を開会します。

出席委員は17名中17名で、定足数に達しておりますので、総会は成立いたしました。

日程第1、議事録署名人の指名についてを議題とします。

安中市農業委員会総会会議規則第23条第2項に規定する議事録署名人ですが、議長から指名することにご異議ありませんか。

- 委員 異議なし。
- 議長 異議なしと認め、それでは7番内田忠雄委員・9番大沢秀夫委員、両君を指名します。
- 事務局 なお、書記に事務局職員を任命します。
- 事務局 次に、日程第2、会務の報告について事務局の説明を求めます。
- 事務局 それでは、会務の報告をいたします。
- 令和3年8月25日開催の第8回総会で許可相当の議決案件、農地法第4条関係3件、5条関係16件中15件につきまして、令和3年9月16日付で許可書を交付いたしました。
- なお、5条関係1件、〇〇株式会社の案件については、県開発許可日に合わせて交付する予定です。
- 第6回常設審議委員会が9月16日に前橋市のJAビルで開催され、竹内会長が出席いたしました。
- また、令和3年9月安中市議会定例会が9月1日から9月22日の間開催されました。一覧のとおり、報告は5件、議案が21件提出され、議案の全てが採択されました。
- 報告は以上です。
- 議長 次に、日程第3、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請審議についてを議題とします。
- 事務局 本案について事務局の説明を求めます。
- 議長 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請書を下記のとおり受理したから審議のうえ議決願いたい。
- 令和3年9月27日提出、安中市農業委員会会長竹内佳重。
- 議案第1号、農地法第3条の申請は、議案書1ページ記載の6件です。受理した申請書は、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件全てを満たすと考えます。
- 以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。
- 議長 説明が終わりました。
- 8番委員 8番です。議案第1号、農地法第3条関係の1番です。
- こちらは、受け人の自宅の隣にある畑を贈与で受けるというものでございます。

受け人につきましては、農業を今やっております、全て管理をされておりますから、十分に対応できると思います。

また、周辺に与える農地に対しての影響もありませんので、ご審議の参考によりしくお願いいたします。

以上です。

議 長 ほかにありますか。

1 4 番。

1 4 番委員 1 4 番です。議案第 1 号、農地法第 3 条の 2 番、3 番、4 番です。

2 番につきましては所有権移転売買ということで、受け人の裏の土地を売買で取得するというので、この人の件については、本人は農業をやっております、問題なかろうかと思えます。

3 番につきましては、〇〇の住宅地の真ん中に、多分これは私の想像でしかないのですが、そこが畑になっています。農地は荒れていましたが、問題ない案件かと思えます。

それと、4 番につきましては〇〇の〇〇で、〇〇の面倒を見ている法人と法人との取引でありまして、施設が北側にありまして、その前、庭先にこの農地がありまして、ブルーベリーを作っております、特に問題ある案件ではなかろうかと思えますので、ご参考のほどよりしくお願いいたします。

以上です。

議 長 ほかにございますか。

6 番。

6 番委員 6 番です。農地法第 3 条の 6 番ですが、本申請地に隣接して譲受人は土地を持っておりまして、地続きとなっております。また、譲受人は農業を営んでおりますので、特に問題はないと考えられますので、ご審議のほどよりしくお願いいたします。

以上です。

議 長 1 6 番。

1 6 番委員 1 6 番です。議案第 1 号、農地法第 3 条関係の 5 番です。

この譲受人の方は、書いてあるとおり結構大規模な農業経営をしていらっしゃるということで、ほかに〇〇、〇〇でもブルーベリーを営農型太陽光発電の下でやっているというような話です。場所的には、現在は草を刈ってある程度のところですが、周りにも若干畑もあつたりしていい場所と思えますので、問題

ないかと思えます。

以上です。

議長 ほかにございますか。

委員 なし。

議長 ただいま委員から意見がありましたので、お含みおきください。

それでは、お諮りします。議案第1号については、審査班に審査を付託したいと思えます。

なお、審査班に付託した議案について、他の審査班との審査の必要が生じた場合は連合審査にしたいと思えますが、これに異議ありませんか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認め、1班に1番から3番の3件、3班に4番から6番の3件、以上6件を付託します。

次に、日程第4、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請審議についてを議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。

併せて、事前現地調査の概要についても説明願います。

事務局 議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請書を下記のとおり受理したから審議のうえ議決願いたい。

令和3年9月27日提出、安中市農業委員会会長竹内佳重。

なお、9月22日に実施されました申請地面積1,000平米以上の案件の現地調査結果につきましては、特段問題とされるような事項は見当たりませんでしたので、その旨ご報告させていただきます。

議案第2号、農地法第4条の申請は、議案書2ページ記載の3件です。受理した申請書は農地法第4条第6項各号に該当しないため、許可要件全てを満たさずと考えます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

議長 説明が終わりました。

本案について意見のある方はお願いします。ないですか。

11番。

11番委員 11番です。2号、4条関係の2番ですが、これは〇〇の東方大体500メートルぐらいの土地なのですが、現場を見てみたところによると、特に問題はないのですが、これは一時転用ということなのですが、話によりますと、10年

前ぐらいに一時転用されたと。そして、原状復旧するというので、今日見てきたのですが、そのまま長年耕作された様子はない。耕作されるような土地になっていないということで、問題がこれはあるということで、どう考えたらいいかと。私一存ではいきませんので、皆さんに考えていただきたい。

実際、これは町の道ができたのです、〇〇の横に。道路ができたときの残土をそこへ埋めたということで、町に協力して埋め土したという状態なのです。それで、全体的にはある程度平らなのです。そんなに段差はないです、見てみると。北側は2メートルぐらいの縁石ですか、あれが積んであって、その上は原野みたいになっている状態なのです。

作物はとても作れるような土地になっていないということで、一時転用でまた今度は出てきて、土地改良ということで、改良するのだからいいのではないかなとは思っただけけれども、実際高齢者です。農作業ができるような状態ではないということで、非常に問題が多いのではないかとということで、皆さんの審議を仰ぎたいと。よろしくお願いします。

議 長 ほかにございますか。

8 番。

8 番委員 8 番です。議案第 2 号、農地法第 4 条関係の 1 番です。

こちらは〇〇の一番奥で、以前農地を山林にするという申請が出て許可が下りたところの近くなのです。行ってみても山林化していて、どこがどうなのか境が分からないとか、場所が分からないような状態で、行くのも大変な状態でございます。

それで、以前は栗を栽培していたということで、そのまま放置してしまったということですがけれども、今度はケヤキを植えると。山林にするという申請が出てきておりますので、やむを得ないことかなというふうに思いますので、審議の参考によろしく願いいたします。

議 長 ほかにございますか。

6 番。

6 番委員 6 番です。議案第 2 号、4 条関係の 3 番でございます。

この場所は、〇〇から〇〇へ上がっていく農免道路の途中にございまして、〇〇の一番東に当たるのですが、そこに〇〇の発電所がございまして。そのところの一面なのですけれども、この場所の周りが排土置場となるということで、今見に行ってきましたら、大分始まっておりましてきれいになっておりました。

農地一時転用ということでありますので、特に問題ないと考えられますので、ご審議の参考によろしくお願いいたします。

以上です。

議 長 ほかにございますか。ないですか。

委 員 なし。

議 長 では、ただいま委員から意見がありましたので、お含みおきください。それでは、お諮りします。議案第2号については、審査班に審査を付託したいと思えます。

なお、審査班に付託した議案について、他の審査班との審査の必要が生じた場合は連合審査にしたいと思えますが、これに異議ありませんか。

委 員 異議なし。

議 長 異議なしと認め、2班に1番から3番の3件、以上合計3件を付託します。

次に、日程第5、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請審議についてを議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。

併せて、事前現地調査の概要についても説明願います。

事務局 議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請書を下記のとおり受理したから審議のうえ議決願いたい。

令和3年9月27日提出、安中市農業委員会会長竹内佳重。

なお、9月22日に実施されました申請地面積1,000平米以上の案件の現地調査結果につきましては、特段問題とされるような事項は見当たりませんでしたので、その旨ご報告をさせていただきます。

議案第3号、農地法第5条の申請は、議案書3ページから4ページ記載の11件です。受理した申請書は農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件全てを満たすと考えます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。

本案について意見のある方はお願いします。ないですか。

2番。

2番委員 2番です。議案第3号、農地法第5条の1番、4番、5番について説明させていただきます。

まず、1番ですが、こちら周辺は宅地化された地域でありまして、東側は新築

中、西側は宅地、北側は市道と、周辺に農地はありませんので、周辺農地への影響はないと考えます。

続きまして、4番です。こちらは、既に三方が家に囲まれてきて、西側が一方残っているのですが、こちら市道になりますので、四方全て農地以外のもの、宅地などに囲まれていますので、周辺農地への影響はないと考えます。

5番につきましても、家と家と市道に挟まれて、西側のみ畑が残っていますけれども、こちらは隣の畑との段差がかなりありまして、そちらの農地への影響はないと考えられます。

以上、ご審議の参考をお願いいたします。

議長 ほかにございますか。

3番。

3番委員 3番です。農地法第5条の10番です。

この畑、面積は6.57平米と非常に狭く、また庭用地ということで、周りが宅地化しておりまして問題ないかと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

議長 ほかにございますか。

8番。

8番委員 8番です。議案第3号、農地法第5条関係の3番です。

こちらは、受け人が今太陽光を造っている隣地を売買で取得すると。隣地にある太陽光発電の雨水対策をしたいということになっています。こちらは斜面が南斜面になりまして、ちょっと急なものです。それで、その斜面の下に市道が走っています。そこも結構急な崖のように段差がかなりあります。なので、上で大水が出たりすると、下の県道まで流れてくるということで、今回それを止めるために、その上流側を買ったということでございますので、周りの農地に与える影響はないというふうに思われますので、今の土石流とかそういうのを考えると、よくやっていただけたのかなというふうに思います。審議の参考にしてください。よろしくをお願いいたします。

議長 ほかにございますか。ないですか。

16番。

16番委員 16番です。議案第3号、農地法5条の7番です。

この現場は、周り四方とも農地はなく、現在も資材置場として使われているという始末書が出ているのですけれども、資材と、あと畑全体にトタンが敷いてあるような場所ですので、何ら問題ないかと思っております。参考にしてください。

以上です。

議 長 ほかにございますか。

6 番。

6 番委員 6 番です。議案第 3 号、5 条関係の 6 番ですが、これは先ほどの 4 条の 3 番と関連したところで、場所は同じところですか。〇〇の発電所に隣接して排土置場ということで、前は本当に荒れていて、入っていくのも大変なところのような状況でした。ところが、今大分工事が入ってきれいになっております。また、その農園の反対側、東側なのですけれども、〇〇というのがございます。これに隣接した 2 筆でございますが、ほかの農地には影響がないと考えられますので、その辺のところご審議のほどよろしくお願いいたします。ご参考に。

議 長 ほかにございますか。

1 3 番。

1 3 番委員 1 3 番です。議案第 3 号、農地法第 5 条の 1 1 番ですが、申請地は大字〇〇で山の中であります。2 筆とも山林に囲まれておりまして、その中で多少平坦な農地が 2 筆ほどありまして、耕作放棄地です。南側は地権者の自宅です。西南の方向に隣家がありますが、また東南の方向に太い杉の立ち木等が立っておりますが、この立ち木については伐採するとかという話でございます。これらを含めまして周囲が山林でございますので、ほかに及ぼす影響はないと思われまますので、審査の参考にしてください。

議 長 ほかにございますか。

1 4 番。

1 4 番委員 1 4 番です。議案第 3 号、農地法 5 条の 2 番並びに 8 番、9 番です。2 番につきましては、昨年度南側に太陽光発電ができて、北側が〇〇ということで、この通りにつきましてはずっと農地が分断されて、南側からの進入路はないということで、長年耕作は放棄されておりました。今回太陽光発電設備の環境整備用地ということで手放すということで、これも特に問題はなかろうかと思っております。周りは全て荒れております。8 番につきましては、〇〇地内の住宅地の中にあります農地でございます。8 番と 9 番については関連していますので、両方一緒に説明というか、8 番につきましては始末書も添付されております。平成 1 8 年に新築した土地の持ち主が、庭用地、駐車場として使っておるということで是正の申告ということでございます。

また、9番につきましては、その南側の土地1区画、これは西側は公道、東側が農地、南側も農地でございますが、北側は〇〇の土地に、さっき説明した住宅ですので、住宅用地として渡し人の〇〇に当たる人が建設するというので、これは特に問題はなかろうかと思っておりますので、審議の参考によろしく願います。

以上です。

議長 ほかにございますか。

委員 なし。

議長 ただいま委員から意見がありましたので、お含みおきください。

それでは、お諮りします。議案第3号については、審査班に審査を付託したいと思っております。

なお、審査班に付託した議案については、他の審査班との審査の必要が生じた場合は連合審査にしたいと思っておりますが、これに異議ありませんか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認め、1班に1番から4番の4件、2班に5番から7番の3件、3班に8番から11番の4件、以上合計11件を付託します。

これより書類審査のため、暫時休憩とします。

なお、審査が終わり次第再開とします。

(休憩午後 2:05)

(書類審査)

(再開午後 2:37)

議長 それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

それでは、運営内規に基づき、議案第2号の農地法第4条関係の2番の案件申請者から説明を求めたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認め、議案第2号2番の案件申請者から説明を求めます。

事務局 それでは、最初に自己紹介をしてから申請内容の説明をお願いします。

2番申請者 〇〇さんの代理でお伺いしました有限会社〇〇の〇〇と申します。

申請内容というのは、土地改良ということで〇〇さんのほうからお願いされてやるのですが、ここに書いてある平米数よりかなり小さくなります。ほぼ両方で800平米ぐらいですか。ここに申請している部分の一部ということで了解していただきたいのですが、そのほかには。

これは本人の意向で、そういうふうに粟を植えるということで言われていますので。ほかに何か。

議長 今、申請者の説明が終わりましたが、質問のほうを受けたいと思いますが、よろしいですか。ございますか。

1 1 番。

1 1 番委員 1 1 番です。どうもご苦労さまでございます。

これは、前に一時転用したということはお存じでしょうか。

2 番申請者 私は聞いていません。

1 1 番委員 前、したらしいのです。その後、現状維持するということで、現状維持になっていないような状態になっているのも知っています。

2 番申請者 現状は見ています。

1 1 番委員 見たのですか。

2 番申請者 はい。石がいっぱい使えないということで。

1 1 番委員 それで、申請のあれを見ますと、赤いところは天地返しすると。

2 番申請者 赤いところといいますと、どこのところ。申請の〇〇番のところですね。

1 1 番委員 分かりました。

2 番申請者 はい。

1 1 番委員 それで、ここは天地返しして。

2 番申請者 天地返しではなくて、ここは〇〇番の奥のほうに泥が入っていないのです。極端な言い方、谷になっているのです。

1 1 番委員 だけれども、このあれを見ると、申請者説明概要で見ると、1の申請部分については、赤色枠に盛土（天地返し）を行うと書いてあるのです。ただ盛土するだけですか。

2 番申請者 盛土ではなくて、そこの〇〇番も〇〇番も〇〇も上の泥を削ります。谷のほうに入れます。

1 1 番委員 それで、あと全体的に土地改良をすると、業者さんはするということなのか。

2 番申請者 はい。土地改良する部分で、図面を見ていただければ分かると思うのですが、何番だ。

1 1 番委員 石や何かがあるから、それは取り除くと。

2 番申請者 はい。〇〇と〇〇の黒土を現場に持っていきます。〇〇番と〇〇番と〇〇に。

1 1 番委員 では、ある程度農産物ができる、耕作できるような状態に戻すと、そういうこ

とですか。

2 番申請者 はい。

1 1 番委員 はい、分かりました。ありがとうございました。

議 長 ほかにございますか。

1 4 番。

1 4 番委員 1 4 番です。〇〇様は、〇〇番地でよろしいですか。

2 番申請者 元の会社はそうです。元のまま今判子を使っていますので。

1 4 番委員 私のここにある資料によりますと、〇〇番地。

2 番申請者 〇〇町ですね。〇〇。

1 4 番委員 〇〇町までは書いていないのですけれども、〇〇番地。

2 番申請者 その相中に〇〇町を入れていただいて。

1 4 番委員 代表取締役、〇〇様でよろしいのですか。

2 番申請者 はい。

1 4 番委員 これは、事務所としてはどちらにあるわけですか。

2 番申請者 〇〇は今閉めています。コロナの関係で従業員も辞めましたので、維持できないので一旦閉めて、閉鎖状態にしてあります。

1 4 番委員 〇〇のほう。

2 番申請者 いや、〇〇のほうは。

1 4 番委員 〇〇のほうは。そうすれば、こっちのほうの住所でよろしいのですか、〇〇の。

2 番申請者 〇〇のほうで、今私はやっていると。

1 4 番委員 公函の取り寄せが〇〇の法務局の支局になっていますので、〇〇のほうに事務所がある方かなと思っていたのですが。

2 番申請者 そうです。自宅兼用で今やっています。

1 4 番委員 自宅がそっちのほうにあるわけですか。

2 番申請者 はい。

1 4 番委員 分かりました。

それで、残土ということですが、残土の出どころというのはどちらのほうから。

2 番申請者 一番後ろに書いてありますように残土は発生証明がつけてあります。

1 4 番委員 まだ後ろまで見ていなくて。

2 番申請者 発生証明がつけてありますので、これは〇〇。

1 4 番委員 〇〇、そっちの箱へ入っているのかな、申請書。入っている？

1 0 番委員 2 班に。

- 1 4 番委員 入っていなかった？
- 4 番委員 入っています。
- 8 番委員 400平米と書いてある気がします。400平米と書いてある。
- 2 番申請者 何がですか。
- 8 番委員 面積というか、持ってくる残土の量。
- 2 番申請者 700立米です。
- 8 番委員 4,000を変えたのか。
- 2 番申請者 そうです。今まで使っていますので、残りの量が700立米残りという事です。
- 1 4 番委員 この申請書を今見ました。審査の班が違ったので、この申請書は私は今初めて見るわけですが、今回の証明に係る土砂の量が、申請書によりますと700立米、さっき言ったのが800立米って訂正しませんでしたか。
- 2 番申請者 いや、していません。
- 1 4 番委員 700。
- 2 番申請者 700です。
- 1 4 番委員 700ね。
- 2 番申請者 はい。
- 1 4 番委員 では、俺の聞き間違いだ。すみません。この残土の証明ですけれども、間違いないですね。
- 2 番申請者 はい。
- 1 4 番委員 それと、あと〇〇さんのほうも埋めていましたよね。
- 2 番申請者 はい。
- 1 4 番委員 それもこの残土証明と同じもので。
- 2 番申請者 同じものです。だけれども、使っていません、あそこは。残土は使っていません。
- 1 4 番委員 残土は使っていないのですか。
- 2 番申請者 はい。購入土を入れています。
- 1 4 番委員 購入して、ほかの土を。
- 2 番申請者 はい。
- 1 4 番委員 いい土を入れたわけ。
- 2 番申請者 改良土です。というのは、あそこは斜面ですので、雨がすごいということで崩れると大変なので、固まる土を入れています。私がお金を出して買っています。
- 1 4 番委員 私も社長のことはよく知っていますので。

- 2 番申請者 残っていますけれども、あの辺はやめますので。
- 1 4 番委員 それは、入れる土で問題が起きたのではなくて、ダンプカーのほうの騒音みたいな形で。
- 2 番申請者 違います。申請の形で〇〇さんと今もめていますので。
- 1 4 番委員 申請書の違いですか。
- 2 番申請者 ええ。
- 1 4 番委員 何かもめているという話は聞いたのですけれども。
- 2 番申請者 私は土地改良のほうでやる予定だったのですけれども、本人たちは4条だ、5条だ。あのところにハウスを建てるとかいう話になってきたので、私はそれ以上できないので、今まだ許可も雨量計算も出ていないので、来年の1月の中頃に雨量計算の書類が出ると。それから申請という形なので、それまで私も待ってられないし、お金もかかっていますので。そういう部分がありますので、私自身はあそこから手を引きますので。
- 1 4 番委員 手は引いてしまうわけですか、〇〇さんのほうからは。
- 2 番申請者 はい。来月の10日以降に、今置いてある重機とか鉄板とか全部引き揚げます。
- 1 4 番委員 先月、委員会のほうに一時転用の許可が出て工事が始まって、何かそういうトラブルが発生したというのが耳に入りましたので。事前着工はなかったわけですね。
- 2 番申請者 ええ。私が提出しております残土発生元と、多分購入土の発生分析用と、それを購入している会社との契約書が出ていると思うのですが、それは一切使わせません。
- 1 4 番委員 そうなんですか。分かりました。詳しいことはよく分からないのですけれども、うわさで流れてきたのがちらっと耳に入ったので。
- 2 番申請者 言っていることはみんなうそですから。
- 1 4 番委員 結構です。
- 議 長 ほかにございますか。
- 1 1 番 1 1 番。
- 1 1 番委員 いま一つ聞きたいのですが、土砂を運ぶには、大型のダンプカーは20トンとか。
- 2 番申請者 大型のダンプを使います。
- 1 1 番委員 それで、運ぶ道路、あれは市道か。あれから入ると、町道というか住宅地に入るところ、それを大型のダンプが通ると、道路を壊す状態が発生すると思うの

です。その点について対策は？

2 番申請者 それは、うちのほうで鉄板を入れます。

1 1 番委員 それと、いま一つ、南側のほうなんかは入り口がかなり狭いわけです。それを大型ダンプが入るような状態ではないので、その点についてはどうなのですか。

2 番申請者 それは入らなければ、入るような形をつくります。

1 1 番委員 必ず対策取ってやっていただきたいと。というのは、今までの業者は、うちのほうでやった業者は全部道路を壊していくのです。それで、原状復旧というか、直していないのが現状なのです。前におたくは〇〇の〇〇の向こう側やりましたね。

2 番申請者 はい。

1 1 番委員 〇〇のほうから持ってきて、道路が今壊れた状態でそのままになっているところが幾つもあるのです。

2 番申請者 はい。それは申し訳ないと思うのですけれども。

1 1 番委員 早く直していただきたい。

2 番申請者 業者に頼んであるのですけれども、業者にもお金を払ってあるのです。だけれども、業者が忙しくて。

1 1 番委員 それで、今後やるところも住宅地へ入るわけだから、そこをちゃんと気をつけてやっていただきたい。よろしくお願いします。

2 番申請者 それは鉄板を敷いてきちっとやります。

1 1 番委員 よろしくお願いします。向こうは、では業者に頼んで金を払ってあるということですね。

2 番申請者 払ってあります。

1 1 番委員 はい、分かりました。ありがとうございます。

議 長 ほかにございますか。

1 4 番。

1 4 番委員 今、この事務局に出された書類には、事業の見積書というのが添付されていないのですけれども。

2 番申請者 事業の見積書。

1 4 番委員 工事に係るおおよその、この〇〇の〇〇さんの土地に。

2 番申請者 失礼な言い方ですけども、〇〇でやった事業、私が4つ、〇〇さん入れて4つ目、今度5つ目なのですけれども、一切お金はもらっていません。

1 4 番委員 無料なのですか。

- 2 番申請者 無料です。
- 1 4 番委員 埋立てで天地返しというか、下の土を上へ載っけて埋め土にして、その工事を
するのにただでやっているわけですか。
- 2 番申請者 やっています。
- 1 4 番委員 ただでできるのですか。
- 2 番申請者 できます。というのは、残土を持ってくる業者から私は手数料をもらっていま
すので。
- 1 4 番委員 では、そちらのほうからの収入でもって、地権者のほうの収入は一切なくてや
っていると。一切合財を。
- 2 番申請者 はい。赤字もありますし、黒字になるところもありますし、ほとんど小さいで
すから、赤字ですけどね。でも、お金が回ればいいわけですから。
- 1 4 番委員 土地改良で土地がよくなって作物が作付できれば、それに越したことはないの
ですよ。
- 2 番申請者 私がお世話になっているのが、〇〇の〇〇さんという民生委員の方。
- 1 4 番委員 〇〇さんが民生委員していますよね。
- 2 番申請者 もともとあの人もめた部分からなのです。
- 1 4 番委員 〇〇さんのほうの。
- 2 番申請者 ええ。
- 1 4 番委員 私は、よくは知らないのですけれども、名前は聞いたことがあるのですが。
- 2 番申請者 その人の〇〇さんの土地があって、そこに石垣があったのですが、それをたま
たま壊してしまったのです、私が。それで苦情が来て、ではこうしますので勘
弁してくださいということで、言われたとおりにやって、それから〇〇さんに
指名していただいてあちこち紹介していただいてという形なので、〇〇さんの
顔がありますので、極端なやり方はしません。
- 1 4 番委員 〇〇のこの工事に関しては、今4件、5件と言っていましたけれども、全部〇
〇さんからのご紹介という。
- 2 番申請者 最初の〇〇は違いますけれども、あとは全部〇〇さんの紹介です。
- 1 4 番委員 〇〇さんという方ご存じですか。
- 2 番申請者 知っています。最初の〇〇の話は〇〇さんの話です。
- 1 4 番委員 元町会議員やった。
- 2 番申請者 はい。あの人が先に頼んだ業者が産廃物を入れたので。
- 1 4 番委員 何かそれでちょっと問題になったのですよね、〇〇の関係は。

2 番申請者 それで、私が処理をさせてもらって、農業委員会とかと話をして私がきちっと対応したということです。

1 4 番委員 そうなのですか。では、初めの〇〇の関係はないということですね。

2 番申請者 はい。

1 4 番委員 分かりました。

ちなみに、私も建設のことは、土木のことはちょっと疎いので、700立米の土砂というのは、大型ダンプで何台分ぐらいなのですか。

2 番申請者 現状、今来ている部分で言わせていただきますと、250台。

1 4 番委員 250台ということは、1台で何立米だ。

2 番申請者 多分約20立米。

1 4 番委員 3立米はない。

2 番申請者 20立米ぐらい積んでいってしまいます。

1 4 番委員 2立米、20。

2 番申請者 20立米。

1 4 番委員 そうか。えっ。

2 番申請者 350台だ。

1 4 番委員 700立米さっき埋めると言っていましたよね。

2 番申請者 350台ですね。申し訳ないです。

1 4 番委員 大型ダンプが1回に積載できるのが何立米ですか。

2 番申請者 大型ダンプは通常で積むのだったら、10トンしか積みませんよね。立米で6.2立米ぐらいです。

1 4 番委員 6.2、そうしたら100台ぐらいで済むのではないですか。かさ上げしてあるの。していないですよ。

2 番申請者 してると思いますよ、みんな。

1 4 番委員 かさ上げして。

2 番申請者 はい。

1 4 番委員 かさ上げすると何立米ぐらい載るのですか。

2 番申請者 20立米ぐらい載っています。

1 4 番委員 そうすれば、計算が700立米割る20。

2 番申請者 350です。

1 4 番委員 350台。20立米積むと何トンぐらいあるの。

2 番申請者 30トンぐらいになります。

- 1 4 番委員 積載オーバーだ。積載オーバーでアスファルトの国道ではない、県道でもない、市町村道を走れば、当然ながら道路が傷みますよね。その強度はないですから。薄い舗装で、下にバラスも入った国道、県道と違ってそんなに入っていないから。もしコンクリを割ったりアスファルトを割ったり、進入路の排水の上のますあるいはグレーチング、結構私も傷んだグレーチングを見たのです、載っかっている。危ないな、小学生が登下校するのに危ないな。もしそこへ足を踏み込ませたら、子供なら足首折ってしまうなというようなことで見て、すぐ直ったけれどもね。
- 2 番申請者 全部対応はさせてもらっています。
- 1 4 番委員 でしょう。何かあればね。
- 2 番申請者 ○○がグレーチングが浮いてしまったのです。それを浮かせたダンプは分かっていますから、そのダンプ屋さんに補修代金を出してもらって、県の土木事務所と話してやってもらいました。
- 1 4 番委員 ○○のグレーチングが浮いた入り口、県道から市道、今は市道ですけども、昔の町道です。そこのこちに元の○○が住んでいたのです。その人から私のところへ電話がかかってきて、どうも○○にいるダンプが重量をかなり積んでいるので、それで大分壊れているからというので、やっぱり住民から電話いただいて。
- 2 番申請者 ○○のほうの道路の補修の分は、もう済みました。
- 1 4 番委員 そうですか。
- 2 番申請者 傷んだところは補修してあります。
- 1 4 番委員 これからもそういうことがあったら、対処していただきたいと思いますので。
- 2 番申請者 全部やっています、私は。ただ、さっき委員さんが言われました○○のほうは、業者さんにもう金を払ってしまっているのです、今さら不履行にできないのです。だから、早くやれという伝言はしてあるのですけれども、時間を見て行きますという話になっていますので。その業者さんが遠いのですよ。○○なので。
- 1 4 番委員 ちょっと遠いですね。
- 2 番申請者 忙しいので、ちょっと待ってくれ、待ってくれで延ばされているので、あまりひどければ、今回も○○をやったのは、市販のアスファルトを買ってきてランバーでたたいてやっていますので、そういう状態でよければ、私のほうでやります。
- 1 4 番委員 ○○の上のほうもやりましたよね、工場の南側。堤のあるところではなくて、

最初にやったところが堤があって、〇〇の水道屋さんの関係ではなくて、〇〇さんという人の農地、あれは結構下の黒土を剥いで上に載せました。

2番申請者 はい。

14番委員 ああいうふうにしてもらえれば。

2番申請者 奥のほうで2区画あったのです。そこの道路を全部上げて、黒土を上げて、手前の大きいほうに全部あけておいて、あそこに持ってきた残土を入れて黒土をまきます。

14番委員 上に黒土何メートルぐらい載つけたのですか。

2番申請者 どっちをですか。

14番委員 上のほう。

2番申請者 黒土ですか。

14番委員 うん。

2番申請者 黒土は50センチぐらい。

14番委員 下の埋立てのほうは。

2番申請者 70センチぐらいです。

14番委員 ということは1メートル。

2番申請者 両方で1メートルちょっとです。

14番委員 ぎりぎりですね。分かりました。結構です。

議長 ほかにございますか。

12番。

12番委員 12番です。どうもご苦労さまです。

今お聞きしていると、積載オーバーのトラック、台数がかなり通るということで、前の〇〇のところでも聞いたのですけれども、うわさで聞いて、あと騒音で〇〇のほうで地域の住民に回覧板といいますか、文書を出して、大変ご迷惑かけましたという回覧板といいますか、謝罪文を出した例があるようなのですが、その辺の対応は。

2番申請者 それは、〇〇さんがやったことです。

12番委員 やったのですけれども、このケースも申請者がするか。多分、申請者の方だと思うのですけれども、どこら辺を、近隣に、通る地区の影響するようなところへ周知というのをさせていただいて利用すると。

2番申請者 現場の周りがある民家には必ず挨拶回りをしてあります。

12番委員 これが騒ぎに、かなり〇〇地区というか、あの辺は騒音で苦情が出たようなの

です。それで、〇〇のほうから。

2 番申請者 ちょっと訂正させていただけますか。苦情という部分ではないのです。あそこ
の〇〇さんの隣に住んでいる方が、悪い言い方をすればいちゃもんつけている
だけです。

2 番委員 〇〇さんが。

2 番申請者 〇〇さんの隣に住んでいる方、名前は知りませんが、私も挨拶に行った
のですけれども、俺のほうを先に回ってくるのが当然だろうとか、町内に話を
しろとか言われましたので。私らははっきり言ひまして、町内に対しての話は
していません。〇〇さんには話は通っても。ただ、現場の周りの住民の方には
迷惑かけるので、ちゃんと手土産持って挨拶回りはしてあります。

1 2 番委員 そこで遺漏のないようにお願いしたいと思います。

2 番申請者 はい。

議 長 ほかにございますか。

1 番。

1 番委員 ご苦労さまです。この間出ている案件に対して、〇〇、〇〇さんの話が出てい
ますけれども、あそこは大体どれくらいまで来ているのですか、量は。

2 番申請者 今は来ていません。

1 番委員 相当な量だと思いますけれども。

2 番申請者 今は来ていません。

1 番委員 今来た。

2 番申請者 今は300台。

1 番委員 300台。どこから来たのでしょうか。

2 番申請者 あれは購入土、私が購入した部分の残土を入れています。

1 番委員 〇〇から聞いたのは、今月の頭くらいに行ったので、そのときは〇〇から来て
いると言ったんですね、〇〇が、〇〇から来ていると。

2 番申請者 〇〇からではありません。

1 番委員 違うのですか。

2 番申請者 はい。

1 番委員 〇〇さんはそう言っています。何台来ているか分からないけれども、どこから
来たか。〇〇からだ。〇〇でも広いから、〇〇でも。

2 番申請者 〇〇残土ということなので、そういうふうには言っていますけれども、もと
もと〇〇残土の〇〇、〇〇、〇〇辺りから出た残土を、ストックヤードと言う

ところに持ってくるのです。そこから持ってきていますから。それは、〇〇の〇〇と〇〇の2か所から来ています。だけれども、そこには入れていません、残土は。

1 番委員 それと、この案件なのですけれども、この後は整地して土壌改良と。栗を植えるということで伺っているのですけれども、栗を植えても、かなり高齢な人ですよね、この施主の方は。管理ができるのですか。

2 番申請者 それは私も分かりません。

1 番委員 そういうことを聞いてこなかったですか。

2 番申請者 聞いていないです。

1 番委員 代理で来て。

2 番申請者 栗を植えるからということだけしか聞いていません。管理できる、できないは私の関知することではないですから。

1 番委員 その意味で心配なのですけれども、管理ができるかどうか。せっかく農地になって。

2 番申請者 管理しなくても誰か拾うでしょう、みんな栗だったら。周りの人が拾って帰りますよ。

1 番委員 周りのイノシシが食べてしまう、板で囲いしないと。あの辺、イノシシいますから。

2 番申請者 いますね、結構。掘り起こされてますので。

1 番委員 イノシシの餌場になってしまう、ちゃんと囲いしないと。

2 番申請者 それは、私は関知していません。

1 番委員 そうですか。では、詳しいことは聞いてこなかったということだね。

2 番申請者 はい。ただ、私がそういうことを聞いたって、対応しようがないものですから。

1 番委員 でも、説明に来たのだから、施主はこういうことを言っているのだということでもちゃんと聞いておかないと、説明の責任というのが果たせないと思います。

2 番申請者 私は、本人が出られないから来ているだけのことであって、説明してくれというので、事業に対しての説明をさせてもらっています。何を植えるか、その後どうするのだと言われたって、本人でないと分からないことです。

1 番委員 分かりました。

議 長 2 番。

2 番委員 2 番です。どうもご苦労さまです。

今のやり取りを聞いていて、ちょっと代理人としての資格がないです。

- 2番申請者 では、帰りますよ。私は、この事業に対しての説明をしてるだけ。
- 2番委員 代理人というのは、あくまでも本人に代わって弁論するのが代理人です。
- 2番申請者 だから、栗を植えます。管理なんて本人がやることなので、私が管理するわけではないですから。
- 2番委員 だから、それはそういう言い方があるではないですか。言い方、分かりますか。言い方があるではないですか。さっきから話を聞いていると、それは私の話ではありませんと。
- 2番申請者 私自身の土地ではないです。
- 2番委員 だから、代理人として来ているのだから、あなたは。代理人という意味が分かります。
- 2番申請者 代わりに来る人間です。きちっと話ができる。
- 2番委員 権限の移譲を受けて、本人に代わって弁論するために来ているのです。
- 2番申請者 だから、栗を植えて、栗がなったときにどう管理するのだって、分からないではないですか、私は。そうではないですか。本人がしますと言っている以上は。
- 2番委員 それをさっき1番の委員さんが質問したときに受け答えのやり方が、私にはそんなの分かるわけないではないですかという言い方をしているでしょう。
- 2番申請者 そうでしょう。
- 2番委員 分かるわけないではないですかではないです、代理人なのだから。
- 2番申請者 分かるわけないではないですか。本人がやることですから。俺がやることではないですよ。
- 2番委員 これは、代理人としての資質に問題があるという議事録を残していただきたいと思います。
- 以上です。
- 議長 ほかにございますか。
- 14番。
- 14番委員 ちょっとお聞きします。先ほど、〇〇残土ということの延長線でストックヤードという言葉が出ましたよね。〇〇、〇〇にストックヤードがあって、その残土は大体私の推測するところによると、ビルの下を掘ってあるいはトンネル、外環道とか、そういうトンネルの地下の部分の泥が多いのですか。どういのですか。
- 2番申請者 地下の泥、今言われたようにビルの工事の泥とか、首都高の工事のトンネル工事、あと〇〇辺りはリニアモーターカーのトンネル工事なんかの部分が来てい

るみたいですよ。

1 4 番委員 そういうのを〇〇なり〇〇にストックしておいて、そこから各地区で事業、埋立てなり各公共事業に使う泥なんかも、そういうところから調達するわけですか。

2 番申請者 はい。ほとんどは〇〇のほうへ行っていますけれども。

1 4 番委員 ちなみに、私もちらっと耳に入ったのですけれども、前〇〇の〇〇さんの土地の関係で、最初の埋立てのときです。〇〇さんのそばの。そのときにダンプで持ってきて、石灰で中和して埋めるという話がちらっと入ったのですけれども、それは本当ですか。

2 番申請者 それが改良土です。

1 4 番委員 改良砂ということですか。

2 番申請者 私が購入する購入土の部分です。

1 4 番委員 農地に埋めるのにはpH、結局昔の地下の土だということ、汚泥は入っていないでしょうけれども、昔の江戸時代なり、その前の地下何十メートルの土だから酸性が強過ぎるということ、石灰を。

2 番申請者 ではないと思います。ビル工事とかトンネル工事なんかやる時には、水を使うのです。

1 4 番委員 水、使いますよね。

2 番申請者 水を含んでいますので、水抜きのために石灰を使っているという話は聞いています。

1 4 番委員 そうなのですか。分かりました。すみません。

議 長 ほかにございますか。

委 員 なし。

議 長 なければ、質疑を打ち切ります。ご苦労さまでした。

2 番申請者 失礼します。

議 長 ここで、審査班の意見取りまとめのため、暫時休憩とします。

(休憩午後 3 : 0 8)

(意見取りまとめ)

(再開午後 3 : 1 2)

議 長 休憩前に引き続き会議を再開します。

それでは、議案第1号に対する書類審査の結果について、審査班のほうから報告を求めます。

1 班。

1 班班長 5 番です。1 班に付託された議案第 1 号、農地法第 3 条関係は、1 番から 3 番までの 3 件です。審査班で農地法第 3 条の許可基準により審査した結果、調査書に示したとおりであり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

議 長 3 班。

3 班班長 1 3 番です。3 班に付託された議案第 1 号、農地法第 3 条関係は、4 番から 6 番の 3 件です。審査班で農地法第 3 条の許可基準により審査した結果、調査書に示したとおりであり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

議 長 報告が終わりました。

これより議案第 1 号に対する質疑を行います。ないですか。

委 員 なし。

議 長 なければ質疑を打ち切ります。

これより議案第 1 号に対する採決を行います。

本案に対する審査班の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委 員 挙手全員。

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請については、審査班の報告のとおり決定いたしました。

議 長 次に、議案第 2 号に対する書類審査の結果について、審査班から報告を求めます。

2 班。

2 班班長 1 0 番です。2 班に付託された議案第 2 号、農地法第 4 条関係は、1 番から 3 番の 3 件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第 4 条第 6 項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

議 長 報告が終わりました。

これより議案第 2 号に対する質疑を行います。ないですか。

委 員 なし。

議 長 なければ質疑を打ち切ります。

これより議案第 2 号に対する採決を行います。

本案に対する審査班の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委員 挙手全員。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請については、審査班の報告のとおり決定いたしました。

次に、議案第3号に対する書類審査の結果について、各班から報告を求めます。
1班。

1班班長 5番です。1班に付託された議案第3号、農地法第5条関係は、1番から4番までの4件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

議長 2班。

2班班長 10番です。2班に付託された議案第3号、農地法第5条関係は、5番から7番の3件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

議長 3班。

3班班長 13番です。3班に付託された議案第3号、農地法第5条関係は、8番から11番の4件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

議長 報告が終わりました。

これより議案第3号に対する質疑を行います。ないですか。

委員 なし。

議長 なければ質疑を打ち切ります。

これより議案第3号に対する採決を行います。

本案に対する審査班の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委員 挙手全員。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請については、審査班の報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第6、議案第4号、農用地利用集積計画の承認についてを議題とし

ます。

本案について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画が安中市長より下記のとおり提出されたので、審議のうえ議決願いたい。

令和3年9月27日提出、安中市農業委員会会長竹内佳重。

農用地利用集積計画は、議案書5ページ記載の4件です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほどよろしく願います。

議長 説明が終わりました。

本案について質問等がありましたら願います。ないですか。

委員 なし。

議長 なければ質疑を打ち切ります。

お諮りします。本案について承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委員 挙手全員。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第4号、農用地利用集積計画の承認については、原案のとおり承認し、市長へ送付することに決定いたしました。

次に、日程第7、議案第5号、農用地利用配分計画の意見についてを議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第5号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、農用地利用配分計画（案）について、安中市長より下記のとおり提出され意見を求められたので、審議願いたい。

令和3年9月27日提出、安中市農業委員会会長竹内佳重。

農用地利用配分計画（案）は、議案書6ページ記載の1件です。

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議のほどよろしく願います。

議長 説明が終わりました。

本案について質問等がありましたら願います。

14番。

14番委員 議案第5号の中間管理事業の関係ですが、株式会社〇〇、この会社の詳細は分

かりますか。ちなみに、私の管轄のところの田んぼと畑なので、もし聞かれたら困るので、細かいことが分かったら。資本金とか、株式会社なので、何を主に、6次産業もやっているのですか。製品もあれですか。市場がオンリーではなくて、製品としても出しているのですか。その辺、分かるだけで結構ですけども、教えてもらえます。

議 長 ほかにございますか。

あとで、分かる範囲でいい。今分かる。

事務局 すみません。詳細につきましては、お調べして後でお伝えしたいと思うのですが、現状で分かっているのは、〇〇の食品会社の農業に新しく新規加入するために、この株式会社〇〇で会社を設立したということで、〇〇のほうで認定農業者は既に取りっております。もう〇〇のほうでは、手広くやっているという話を聞いていたので、今回議案にのせて問題ないと判断しました。

1 4 番委員 ナガネギですか。ネギの種類、分からない。

事務局 その辺についてもお調べして報告したいと思います。

1 4 番委員 はい。何か加工品関係かなとは思っただけですけども。

8 番委員 たしか、〇〇か何かの別会社、子会社みたいな感じで作られたものらしくて、出てこないのです、あまり。住所によると、同じ食品会社の敷地内にある住所なのです。その食品会社の一部門だと思えます。

議 長 ほかにございますか。

委 員 なし。

議 長 今回の件について調べておいて。

事務局 はい。

議 長 なければ質疑を打ち切ります。

お諮りします。本案について承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委 員 挙手全員。

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第5号、農用地利用配分計画の意見については、原案のとおり承認し、市長へ送付することに決定いたしました。

以上で議案審議は全て終了いたしました。

これをもちまして令和3年第9回安中市農業委員会総会を閉会します。慎重審議をいただきありがとうございました。

時に午後 3時27分

以上、会議の顛末を記載しその内容に相違ないことを証するため、ここに署名捺印する。

令和3年9月27日

安中市農業委員会会長

7番委員

9番委員